

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大玉村は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大玉村長

公表日

令和7年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	福島県後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、及び前期事務に付随する事務等を行う。 特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出受付 ②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認
③システムの名称	後期高齢者医療システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第85の項並びに内閣府・総務省令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部総務課情報広報係 TEL0243-24-8098
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村住民福祉部住民生活課住民国保係 TEL0243-24-8090
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月7日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	1. 番号法第19条第7号、別表第二の80,82,83の項	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号、別表第二の第81項※別表第二	事後	
平成28年6月7日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署②の所属	住民生活課長 鈴木 健一	住民生活課長 安田春好	事後	人事異動による変更
平成28年6月7日	I 関連情報/3. 個人番号の利用/法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号、別表第二の第81項※別表第二	番号法第9条第1項、別表第一の第59項並びに内閣府・総務省令第46条(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号、別表第二の第81項	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	住民生活課長 安田春好	住民生活課長	事後	公布による削除
平成30年7月31日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署②の所属	大玉村総務部総務課情報統計係 ℓ0243-24-8135	大玉村総務部政策推進課情報広報係 ℓ0243-24-8098	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報/7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求/II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	平成27年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月31日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル	平成27年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年2月5日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年2月5日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月31日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月31日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月31日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号、別表第二の第81項	—	事後	
令和3年11月15日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	—	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号、別表第二の第81項	事後	
令和5年5月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	令和3年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年5月1日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル	令和3年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報/3. 個人番号の利用/法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第59項並びに内閣府・総務省令第46条(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号、別表第二の第81項	番号法第9条第1項、別表第85の項並びに内閣府・総務省令第46条	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号	事後	
令和6年6月28日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/3. 特定個人情報の使用/目的を超えた紐付け	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/3. 特定個人情報の使用/権限のない者に	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/5. 特定個人情報の提供・移転	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/7. 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/9. 従業員に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報/7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部政策推進課情報広報係 ℓ0243-24-8098	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部総務課情報広報係 ℓ0243-24-8098	事後	
令和7年6月20日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象者は何人か いくつかの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上か いくつかの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/11. もっとも優先度が高いと考えられる対策/もっとも優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/11. もっとも優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/11. もっとも優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か/判断の根拠		各業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	